

委員会指示と適用除外規定について(1)

指示の名称	指 示 内 容	適用除外の規定方法	
		公的機関の扱い	委員会承認で可の規定
多摩川しじみ採捕禁止	(1) 多摩川におけるしじみ資源保護のため、次のとおり採捕を制限し、及び所持等を禁止する。	—	—
	ア 大きさの制限 殻長1.5センチメートル以下のしじみは、採捕を禁止する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 (ア) 公的機関が試験研究の用に供する場合 (イ) 委員会が必要と認めた場合	指示本文で適用除外	あり
	イ 所持又は販売の禁止 アに違反して採捕したしじみ及びその製品の所持又は販売を禁止する。	(違反者を対象)	なし (承認の想定なし)
	ウ 漁具又は漁法の制限 (ア) 漁業者及び漁業従事者に係る制限 漁業者が漁業を営むためにする場合又は漁業従事者が漁業者のためにする場合において、しじみまき漁具(刃口をつけたものに限る。)によりしじみを採捕するときは、当該漁具は次に掲げる範囲でなければならない。 a 籠目構造の部分にあっては、籠目1センチメートル以上かつす目0.6センチメートル以上 b 網目構造の部分にあっては、網目1センチメートル以上 c すのこ構造の部分にあっては、す目0.6センチメートル以上	(漁業者を対象)	なし (承認の想定なし)
	(イ) 遊漁者等に係る制限 (ア)に規定する場合、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合及び委員会が必要と認めた場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法によりしじみを採捕してはならない。 a くまで(幅15センチメートル以下のものに限る。) b 徒手採捕	指示本文で適用除外	あり
(2) 内共第13号及び内共第14号の漁業の免許を受けたものは、当該漁業権の区域における遊漁者によるしじみの採捕を拒んではならない。	(漁業権者を対象)	なし (承認の想定なし)	
バス類の持出等禁止	(1) コクチバスを県内の内水面(河川、湖沼及びこれと接続して一体を成すため池、水路等をいう。以下同じ。)において採捕した者は、これを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 公的機関が試験研究の用に供する場合 イ 委員会が必要と認めた場合 (2) オオクチバス又はブルーギルを県内の内水面における共同漁業権の設定された漁場において採捕した者は、これらを生かしたまま採捕した水域から持ち出し、又は採捕した水域に再び放してはならない。 ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア オオクチバスを芦ノ湖において採捕した者が、これを芦ノ湖に再び放す場合 イ 公的機関が試験研究の用に供する場合 ウ 委員会が必要と認めた場合	指示本文で適用除外	あり
津久井湖わかさぎ採捕禁止	道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕の禁止区域及び禁止期間について次のとおり指示する。ただし、公的機関が行う試験研究又は津久井湖遊船協会が行う増殖事業の用に供するための採捕については、この限りでない。	指示本文で適用除外	なし
コイ持出禁止	(1) 持ち出しの禁止 県内の公共用水面等で、当該病にかかり又はかかっている疑いがあると知事が認めて告示した水域においては、委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。	適用除外規定なし (委員会承認で可)	あり
コイヘルペス関係	(2) 放流等の制限 ア 県内の公共用水面等にコイを放流する場合は、当該コイが次のいずれにも該当することを確認しなければならない。ただし、採捕したコイを同一の水域に放流する場合はこの限りでない。 (ア) 汚染水域由来でないこと。 (イ) 汚染水域由来のコイと水を介しての接点がないこと。 (ウ) 当該病に関し、PCR検査又はLAMP法で陰性が確認されたコイ群に属すること。 イ 生死を問わず、県内の公共用水面等にコイを遺棄してはならない。	適用除外規定なし	なし
津久井湖投網禁止	道志川及び津久井湖における投網使用による水産動物採捕の禁止区域及び禁止期間について次のとおり指示する。	適用除外規定なし	なし